



平成 26 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 J. フロント リテイリング株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 山 本 良 一  
(コード 3086 東証、名証第一部)  
問合せ先責任者 経営戦略統括部 部長  
グループ広報・IR担当 窪 井 悟  
(TEL 03 - 6895 - 0178 )

## 単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 5 月 22 日開催予定の第 7 期定時株主総会に、単元株式数の変更（1,000 株から 100 株に変更）、株式併合（2 株を 1 株に併合）及び発行可能株式総数の変更（20 億株から 10 億株に変更）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に関する定款一部変更及び株式併合に係る株主総会付議議案につきましては、平成 26 年 4 月 10 日開催予定の取締役会にて決議する予定です。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指しております。

当社は、売買単位の集約が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業としてかかる趣旨を尊重し、単元株式数を 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 単元株式数の変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

なお、東京証券取引所及び名古屋証券取引所における当社普通株式の売買単位は、平成 26 年 8 月 27 日をもって、1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

##### (3) 単元株式数の変更の条件

平成 26 年 5 月 22 日開催予定の第 7 期定時株主総会において、本「単元株式数の変更」及び下記「3. 発行可能株式総数の変更」に関する定款一部変更議案並びに下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件とします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、普通株式の売買単位を 100 株に変更する

ことに併せて、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）及び中長期的な株価変動等も勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を行うことといたしました。

なお、本株式併合は、下記「（2）株式併合の内容」のとおり、当社発行済株式について2株を1株に併合するものですが、本株式併合前の株主様の議決権等の権利及び市場における売買の利便性に最大限配慮するため、上記「1. 単元株式数の変更」（1,000株から100株に変更）及び下記「3. 発行可能株式総数の変更」に関する定款一部変更議案が承認可決されることを条件とし、かつ、当該単元株式数の変更割合（10分の1）よりも株式併合割合（2分の1）を高く設定しております。

（2）株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の割合 2株を1株に併合する。
- ③ 減少する株式数（減少する株式数は、今後変動する可能性があります。）

併合前の発行済株式総数（平成26年2月末日現在）	536,238,328株
併合により減少する株式数	268,119,164株
併合後の発行済株式総数	268,119,164株

（3）減少する株主数

平成26年2月末日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	68,665名（100%）	536,238,328株（100%）
2株未満	351名（0.51%）	351株（0.00%）
2株以上	68,314名（99.48%）	536,237,977株（99.99%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、1株のみを所有の株主様351名（所有株式数351株）は、株主としての地位を失うこととなります。

なお、単元未満株式を所有する株主様は、会社法第192条第1項の定めにより、当社に対し、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。また、同法第194条第1項及び当社定款第9条の定めにより、当社に対し、自己が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを請求することができます。

（4）1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条の定めにより、その端数の合計数に相当する数の株式について売却処分し、又は自己株式として当社が買い取り、端数が生じた株主様に対し、その処分代金又は買取代金を端数の割合に応じて分配いたします。

（5）新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使価額の調整

本株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の目的となる株式の数及び1株当たりの権利行使価額を、平成26年9月1日以降、次のとおり調整いたします。

		調整前	調整後
第4回新株予約権 （平成19年9月3日発行）	目的となる株式の数	1,400株	700株
	1株当たりの権利行使価額	691円	1,382円
第5回新株予約権 （平成19年9月3日発行）	目的となる株式の数	1,000株	500株
	1株当たりの権利行使価額	1円	1円

※ 平成 19 年 9 月 3 日の株式移転に伴い、第 4 回新株予約権は株式会社大丸で発行されていた新株予約権（平成 17 年 5 月 26 日株主総会決議）、第 5 回新株予約権は株式会社松坂屋で発行されていた新株予約権（平成 18 年 5 月 25 日株主総会決議）に代わるものとして交付されたものです。

(6) 株式併合の条件

平成 26 年 5 月 22 日開催予定の第 7 期定時株主総会において、上記「1. 単元株式数の変更」及び下記「3. 発行可能株式総数の変更」に関する定款一部変更議案並びに本「株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件とします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更の理由

上記「2. 株式併合」による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合割合と同じ割合（2 分の 1）で発行可能株式総数を減少させるものです。

(2) 発行可能株式総数の変更の内容

変更前の発行可能株式総数	2,000,000,000 株
変更後の発行可能株式総数	1,000,000,000 株

(3) 発行可能株式総数の変更の条件

平成 26 年 5 月 22 日開催予定の第 7 期定時株主総会において、上記「1. 単元株式数の変更」及び本「発行可能株式総数の変更」に関する定款一部変更議案並びに上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件とします。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更の日程

平成 26 年 3 月 27 日	取締役会決議日
平成 26 年 4 月 10 日（予定）	株主総会招集決定取締役会決議日
平成 26 年 5 月 22 日（予定）	定時株主総会決議日
平成 26 年 8 月 26 日（予定）	1,000 株単位での売買最終日
平成 26 年 8 月 27 日（予定）	100 株単位での売買開始日
平成 26 年 9 月 1 日（予定）	単元株式数の変更の効力発生日
平成 26 年 9 月 1 日（予定）	株式併合の効力発生日
平成 26 年 9 月 1 日（予定）	発行可能株式総数の変更の効力発生日

5. その他

本件に伴い定款の一部変更等が発生する予定ですが、その内容につきましては、内容が確定次第速やかに公表させていただく予定です。

以 上

添付資料

（ご参考）単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

(ご参考)

## 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

### Q 1 単元株式数の変更の意味と目的を教えてください。

単元株式数とは、会社法で定められた株主総会の議決権の単位となる株式数のことで、証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。

当社は、売買単位の集約が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業としてかかる趣旨を尊重し、単元株式数を100株に変更することといたしました。

### Q 2 株式併合の意味と目的を教えてください。

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少数の株式とする会社法で定められた行為のことです。今回、当社では、単元株式数を100株に変更することに併せて、2株を1株に併合することを予定しております。

これは、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）及び中長期的な株価変動等も勘案しつつ、単元株式数の変更と併せて、当社株式の投資単位を適切な水準に調整することを目的に行うものです。

### Q 3 株式併合は、株式の資産価値に影響を与えないのでしょうか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わるわけではありませんので、株式市況の動向など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様が所有する当社株式の資産価値に変動はありません。というのも、株式併合後においては、株主様が所有する当社株式数は株式併合前の2分の1となるものの、逆に1株当たり純資産額は株式併合前の2倍となるからです。

また、株式併合後の株価につきましても、理論上は、株式併合前の2倍となります。

### Q 4 受け取る配当金額は、どうなるのでしょうか。

株主様が所有する当社株式数は株式併合により2分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（2株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、平成27年2月期の配当予想につきましても、平成26年4月10日に公表させていただき予定です。

### Q 5 株主の所有株式数や議決権の数は、どうなるのでしょうか。

株主様の所有株式数や議決権の数は、今回の単元株式数の変更及び株式併合の効力発生（平成26年9月1日）の前後で、次のとおりとなります。

(ご参考)

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例①	3, 225株	3個	1, 612株	16個	0.5株
例②	1, 400株	1個	700株	7個	なし
例③	1, 000株	1個	500株	5個	なし
例④	482株	なし	241株	2個	なし
例⑤	179株	なし	89株	なし	0.5株
例⑥	1株	なし	なし	なし	0.5株

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（上記の例①、例⑤及び例⑥のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して売却処分し、又は自己株式として買い取り、端数が生じた株主様に対し、その処分代金又は買取代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。また、効力発生前の所有株式が1株のみの場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

なお、端数株式の処分代金又は買取代金につきましては、平成26年11月中旬頃、お支払いさせていただき予定しております。

#### Q6 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生（平成26年9月1日）前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続は、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

なお、買増請求につきましては、当社株式取扱規程の定めにより、8月31日（2月末日）の10営業日前から8月31日（2月末日）までの間その他当社が必要と認める期間、受付を停止させていただいております。

#### Q7 株式併合により単元未満株式が生じるのですが、株式併合後も買取りや買増しをしてもらえるのでしょうか。

株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度のご利用は可能です。具体的なお手続は、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

#### Q8 投資単位（最低投資金額）は、どうなるのでしょうか。

昨日（平成26年3月26日）の東京証券取引所における終値668円を例に挙げると、単元株式数の変更及び株式併合の前における投資単位は、次のとおりです。

$$\text{前 } 668 \text{円/株} \times 1,000 \text{株} = \underline{\underline{668,000 \text{円}}}$$

この株価を前提とすると、単元株式数の変更及び株式併合の後における投資単位は、理論上、次のとおりとなります。

$$\text{後 } 1,336 \text{円/株} \times 100 \text{株} = \underline{\underline{133,600 \text{円}}}$$

(ご参考)

※ 株価は、株式併合に伴い、理論上は、2倍となります。

一方、単元株式数の変更に伴い、1単元当たりの株数は10分の1となります。

したがって、単元株式数の変更及び株式併合の後におきましては、理論上は、それ以前の5分の1の金額で、当社株式を市場売買していただくことができますようになります。

#### Q9 具体的なスケジュールを教えてください。

具体的なスケジュールは、次のとおり（予定）です。

平成26年4月10日	株主総会招集決定取締役会決議日
平成26年5月22日	定時株主総会決議日
平成26年8月26日	1,000株単位での売買最終日（中間期末の権利付最終日）
平成26年8月27日	100株単位での売買開始日 (株価に株式併合の効果が反映されることとなります。)
平成26年9月1日	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成26年11月中旬頃	端数株式の処分（買取）代金のお支払

#### Q10 株主自身で、何か必要となる手続はありますか。

株主様に特段のお手続の必要は、ございません。

#### Q11 株主優待制度は、どうなるのでしょうか。

単元株式数の変更及び株式併合後は、基準日（毎年2月末日又は8月末日）に当社株式を100株以上所有の株主様にご優待制度をご利用いただけるよう、制度の変更を予定しております。その詳細につきましては、後日改めて公表させていただきます。

なお、本年2月末日現在1,000株以上所有の株主様につきましては、これまでどおり現行のご優待制度をご利用いただけます。したがって、本年5月中旬頃お届け予定の「大丸・松坂屋お買い物ご優待カード」及び「パルコ お買い物ご優待券」を翌年5月末日までご利用いただけます。また、本年8月末日現在1,000株以上所有の新規株主様へは、本年11月中旬頃に翌年5月末日までご利用いただける現行制度のご優待カード及びご優待券をお届けいたします。

#### ※ 単元株式数の変更及び株式併合その他株式に関する各種お手続についてのお問合せ先

単元株式数の変更及び株式併合についてのお問合せ、並びに住所変更、配当金受領方法の指定、単元未満株式の買取制度及び買増制度その他株式に関する各種お手続についてのお問合せにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

【お問合せ先】 株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号  
(電話料無料) (0120) 232-711

以上